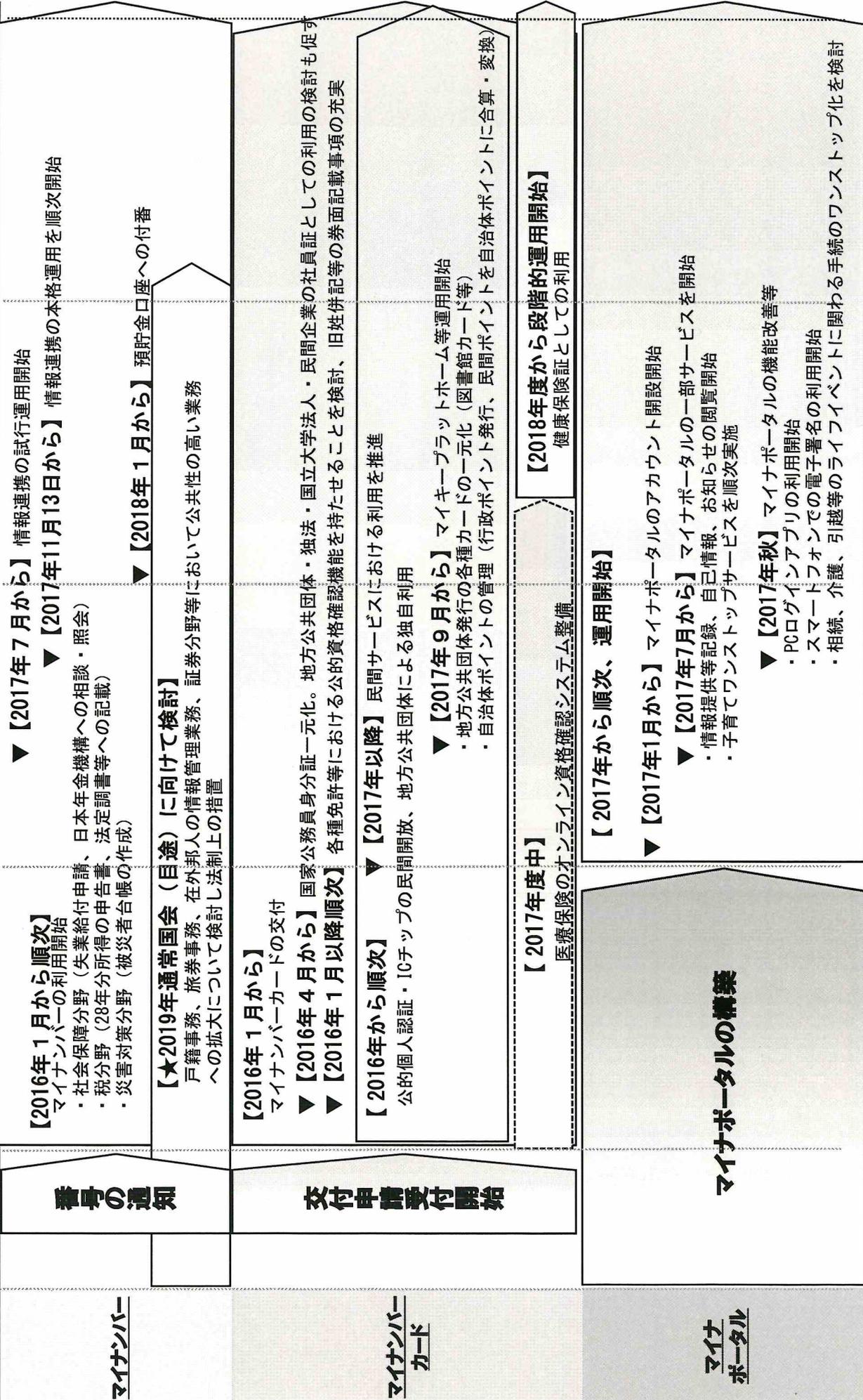


# マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

★：マイナンバー法の改正が必要なもの

2015年 (H27年) (10月)      2016年 (H28年)      2017年 (H29年)      2018年 (H30年)      2019年 (H31年)      2020年 (H32年)



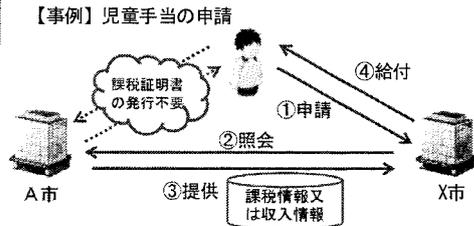
# マイナンバー制度における「情報連携」

- 各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票、課税証明書等)を省略可能とするなどのため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行う。
- 平成29年7月から試行運用を実施、11月13日から本格運用開始(本格運用可能な事務手続数 853手続)

## 地方税関係情報(住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報)

⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。  
⇒住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に!

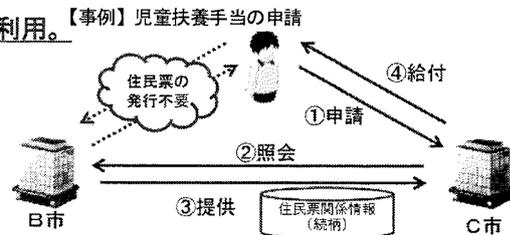
- 児童手当法による児童手当の支給に関する事務
- 介護保険料の減免の申請に関する事務 等



## 住民票関係情報(続柄など住民票に記載される基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)以外の情報)

⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。  
⇒住民が申請する際、住民票の写しが不要に!

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等

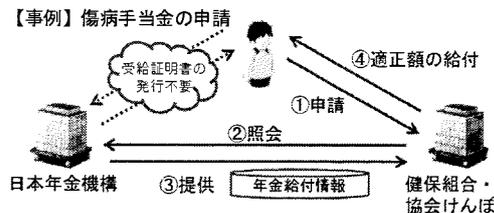


## 他の社会保障給付に関する情報

⇒社会保障給付の申請があった際、審査・併給調整に利用。  
⇒住民が申請する際、年金の受給証明書等の提出が不要に!

※日本年金機構は、情報連携の実施に向けた準備を進めており、現時点では開始されていない。

- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務
- 労災保険法による保険給付の支給に関する事務 等



# マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例

【平成29年11月13日時点】

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例		
保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定の申請(子ども・子育て支援法)	市町村	生活保護受給証明書	特別児童扶養手当の支給の申請(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	都道府県・市町村	住民票		
		児童扶養手当証書			課税証明書		
		特別児童扶養手当証書			住民票		
		課税証明書※1			課税証明書		
児童手当の申請(児童手当法)	市町村	課税証明書	障害児通所支援・入所支援の申請(児童福祉法)	都道府県・市町村	生活保護受給証明書		
		住民票※1			生活保護受給証明書		
奨学金の申請(独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	生活保護受給証明書	障害福祉サービスの申請(障害者総合支援法)	市町村	住民票		
		雇用保険受給資格者証			課税証明書		
介護休業給付金の支給の申請(雇用保険法)	ハローワーク	住民票	障害者・児に対する医療費助成の申請(障害者総合支援法)	市町村	生活保護受給証明書		
		課税証明書			特別児童扶養手当証書		
児童扶養手当の申請(児童扶養手当法)	市町村	住民票	被保険者証交付の申請(介護保険法)	市町村	健康保険証※2		
		課税証明書			保険料の減免申請(介護保険法)	市町村	住民票
		特別児童扶養手当証書					課税証明書
		課税証明書					生活保護受給証明書
ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請(母子及び父子並びに寡婦福祉法)	都道府県・市町村	生活保護受給証明書	公営住宅の入居の申請(公営住宅法)	都道府県・市町村	住民票		
		児童扶養手当証書			課税証明書		
		課税証明書			生活保護受給証明書		
生活保護の申請(生活保護法)	保護の実施機関(都道府県・市等)	雇用保険受給資格者証			住民票		
		児童扶養手当証書			課税証明書		
		特別児童扶養手当証書			生活保護受給証明書		
		課税証明書			生活保護受給証明書		

※1 平成30年7月以降省略可能となる見込みのもの。

※2 国共済、地共済、私学共済、一部の健康保険組合等や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引き続き健康保険証が必要になります。

(注) 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

## 「石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に規定する独自利用事務の概要について

条例別表第1項番号／課名	利用事務の概要(条例別表第1)	特定個人情報(条例別表第2)	
1 保険年金課	子ども医療費の助成に関する事務	医療保険給付関係情報 生活保護関係情報 中国残留邦人関係情報 地方税関係情報	住民票関係情報 学校保健安全法医療情報 母子・父子医療助成情報 重心医療助成情報
2 障害福祉課	重度心身障害者等医療費の助成に関する事務	医療保険給付関係情報 生活保護関係情報 中国残留邦人関係情報 地方税関係情報	住民票関係情報 学校保健安全法医療情報 母子・父子医療助成情報 子ども医療助成情報
3 子育て支援課	母子・父子家庭医療費の助成に関する事務	医療保険給付関係情報 生活保護関係情報 中国残留邦人関係情報 地方税関係情報	住民票関係情報 学校保健安全法医療情報 重心医療助成情報 子ども医療助成情報
4 保護課	「生活の困窮する外国人に対する生活保護の措置について(厚生省社会局長通知)」に基づき行政措置として生活保護に準じた取扱を実施している外国人の保護に関する事務	(法定事務と同様)	

## 県内市町村の独自利用事務の利用状況について

独自利用事務の名称	実施市町村名	実施市町村数
①子どもの医療費助成に関する事務	仙台市、石巻市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、富谷市 など	12市、13町
⑥「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務	仙台市、石巻市、名取市、多賀城市	4市
⑩ひとり親等の医療費助成に関する事務	①と同じ	12市、13町
⑭重度心身障害者等の医療費助成に関する事務	①と同じ	12市、13町
⑰介護サービス等利用者負担軽減に関する事務	大和町	1町
⑲介護サービス等の給付に関する事務(介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等)に基づく市町村特別給付及び地域支援事業	大崎市、大和町	1市、1町
⑳学資の貸与に関する事務	大崎市	1市
㉑高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務	大崎市、涌谷町	1市、1町
㉒就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、医療費は除く。)	大崎市、名取市、大衡村	2市、1村
㉓幼稚園就園奨励費の支給に関する事務	大崎市、富谷市	2市

番号法に規定する法定事務の概要及び利用する特定個人情報について

※色つきの情報は、庁内連携情報として条例に規定

番号法別表第1項番号/課名	利用事務の概要(番号法別表第1)	特定個人情報(番号法別表第2+条例別表第2)	
8 子育て支援課 子ども保育課 (障害福祉課)	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報 生活保護関係情報 中国残留邦人関係情報 児童福祉法による措置情報 障害者関係情報 母子生活支援施設保護関係情報	児童扶養手当関係情報 障害児入所給付費等関係情報 障害児通所給付費等関係情報 自立支援給付関係情報 特別児童扶養手当関係情報
9 市民相談センター	助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務	児童福祉法による措置情報 母子生活支援施設保護関係情報 障害児入所給付費等関係情報 障害児通所給付費等関係情報 住民票関係情報 自立支援給付費支給関係情報	地方税関係情報 生活保護関係情報 中国残留邦人等支援関係情報 特別児童扶養手当関係情報 児童扶養手当関係情報 障害者関係情報
10 健康推進課	予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務	住民票関係情報 地方税関係情報	生活保護関係情報 中国残留邦人関係情報
11 障害福祉課	身体障害者手帳の交付に関する事務	(県への進達)	
12 障害福祉課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所措置又は費用の徴収に関する事務	住民票関係情報 地方税関係情報	生活保護関係情報 中国残留邦人等支援関係情報
14 障害福祉課	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報 医療給付の支給に関する情報 生活保護関係情報 中国残留邦人関係情報	厚生年金保険制度等支給情報 特別障害給付金の支給情報
15 保護課	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	医療保険給付関係情報 救助若しくは扶助金の支給情報 生活保護関係情報 失業等給付支給関係情報 職業訓練受講給付金関係情報 小児慢性特定疾病医療費情報 療育の給付関係情報 障害児入所給付費支給関係情報 寡婦福祉法資金の貸付関係情報 就労自立給付金支給関係情報 児童扶養手当関係情報 母子家庭自立支援給付金情報	福祉手当の支給に関する情報 地方税関係情報 養育医療の給付等情報 児童手当、特例給付の支給情報 介護保険給付関係情報 自立支援給付の支給情報 特別障害給付金支給関係情報 就学奨励に関する法律支弁情報 医療に要する費用援助情報 特別児童扶養手当関係情報 中国残留邦人等支援関係情報 遺族補償年金支給関係情報
16 市民税課 資産税課 納税課 保険年金課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務	障害者関係情報 生活保護関係情報 地方税関係情報 住民票関係情報 医療保険給付関係情報	介護保険関係情報 被災者台帳関係情報
19 住宅管理課	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務	地方税関係情報 住民票関係情報 障害者関係情報 生活保護関係情報	児童扶養手当関係情報 特別児童扶養手当関係情報 児童手当等関係情報
27 教育総務課	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務	住民票関係情報 地方税関係情報	生活保護関係情報 児童扶養手当関係情報
30 保険年金課	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	医療保険給付関係情報 地方税関係情報 住民票関係情報 介護保険給付関係情報 健康保険法医療給付情報 船員保険法医療給付情報 国家公務員共済医療給付情報 地方公務員等共済医療給付情報	高齢者医療医療給付情報 介護保険法医療給付情報 災害救助法医療給付情報 公費負担医療給付に関する情報 他法による一時金等の給付情報 失業等給付関係情報 地方税関係情報 生活保護関係情報
31 保険年金課	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収等に関する事務	保険給付関係情報 年金給付関係情報 児童扶養手当関係情報 地方公務員災害補償関係情報 地方税関係情報	住民票関係 国民年金基金の加入員情報 生活保護関係情報 国民年金法施設入所情報 失業等給付関係情報
34 障害福祉課	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	住民票関係情報 生活保護関係情報 中国残留邦人関係情報	地方税関係情報

番号法別表第1項番号／課名	利用事務の概要(番号法別表第1)	特定個人情報(番号法別表第2+条例別表第2)	
35 住宅管理課	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務	障害者関係情報 生活保護関係情報 地方税関係情報 住民票関係情報	児童扶養手当関係情報 特別児童扶養手当関係情報 児童手当等関係情報
36の2 危機対策課	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務	実費弁償額関係情報 障害児入所給付費関係情報 障害者関係情報 精神保健法に係る措置情報 障害児通所給付費等関係情報	母子保健法による妊娠の届出情報 介護保険関係情報 特別児童扶養手当関係情報 障害児福祉手当等に関する情報 自立支援給付の支給情報
37 子育て支援課	児童扶養手当の支給に関する事務	障害児入所支援措置情報 障害者関係情報 地方税関係情報 住民票関係情報	療養介護、施設入所支援情報 特別児童扶養手当関係情報 生活保護関係情報
41 福祉総務課	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	生活保護関係情報 住民票関係情報 介護保険給付関係情報	医療保険給付関係情報 失業等給付関係情報
44 子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務	生活保護関係情報 児童扶養手当関係情報 地方税関係情報	
45 子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務	地方税関係情報 児童扶養手当関係情報	教育訓練給付金の支給情報 職業訓練受講給付金関係情報
47 障害福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務	地方税関係情報 住民票関係情報 生活保護関係情報 中国残留邦人関係情報 障害者関係情報 児童手当関係情報	児童扶養手当関係情報 国民健康保険関係情報 老人福祉関係情報 後期高齢者医療関係情報 介護保険関係情報
49 健康推進課	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務	生活保護関係情報 中国残留邦人等支援関係情報 住民票関係情報	
56 子育て支援課 人事課	児童手当又は特例給付の支給に関する事務	地方税関係情報 住民票関係情報 生活保護関係情報	中国残留邦人等給付等関係情報
59 保険年金課	後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	医療保険給付関係情報 地方税関係情報 住民票関係情報 介護保険給付関係情報	埋葬料又は葬祭料の支給情報 生活保護関係情報 中国残留邦人関係情報
63 保護課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務	医療保険給付関係情報 雇用保険法支給情報 児童福祉法療育の給付等情報 資金の貸付けに関する情報 生活保護関係情報 児童扶養手当関係情報 母子家庭自立支援給付金情報 特別児童扶養手当関係情報 地方税関係情報 養育医療の給付情報	児童手当関係情報 介護保険給付関係情報 自立支援給付関係情報 特別障害給付金関係情報 特別支援学校就学の支弁情報 医療に要する費用援助情報 地方公務員災害補償関係情報 中国残留邦人関係情報 雇用保険法による給付関係情報 職業訓練受講給付金関係情報
68 介護保険課	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	医療保険給付関係情報 生活保護関係情報 地方税関係情報 住民票関係情報	住所地特例対象施設入所情報 通知することとされている情報 介護保険給付関係情報
76 保険年金課 健康推進課	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	住民票関係情報 地方税関係情報 生活保護関係情報	中国残留邦人関係情報 医療保険給付関係情報
84 障害福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	生活保護関係情報 中国残留邦人等支援関係情報 地方税関係情報 住民票関係情報	住民票関係情報 地方税関係情報 生活保護関係情報 中国残留邦人等支援関係情報
94 子育て支援課 (障害福祉課)	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	障害児入所支援に関する情報 障害者関係情報 障害児通所支援に関する情報 地方税関係情報 住民票関係情報	自立支援給付関係情報 生活保護関係情報 児童扶養手当関係情報 中国残留邦人等支援関係情報 特別児童扶養手当関係情報

## マイナンバーカードの交付状況について

(平成29年12月31日現在)

- ・個人番号カード申請件数 15,542件 (申請率 10.52%)
  - ・J-LISからの受領枚数 13,911枚
  - ・交付通知書発送通数 13,608通
  - ・個人番号カード交付枚数 11,877枚 (交付率 8.05%)
- ※人口 (平成29年1月1日現在 147,627人)

交付開始時(平成28年2月)には交付通知書発送の滞留分が大量に発生していたが、平成28年10月頃には滞留分が解消され、現在は交付申請から1か月程度で交付通知書を発送できる状況となっている。

また、平日受け取りに来ることが出来ない方のために、これまでに市民課では月1～2回の休日交付と、平日19時までの延長交付を実施してきており、現在は第1日曜日の開庁日に合わせてカード交付を実施している。

## 証明書等コンビニ交付サービスの実施について

### 1 コンビニ交付サービスの概要

証明書交付開始：平成30年7月1日（日）

利用可能日時：午前6時30分～午後11時

12月29日～1月3日を除き無休

利用店舗：セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ等  
(全国約53,000店舗、市内75店舗 ※多機能端末機設置店舗に限る)

利用対象者：「マイナンバーカード」を所有し、利用者証明用の暗証番号を登録している市民

取扱証明書及び交付手数料 (円)

住民票の写し	印鑑登録証明書	戸籍証明書	戸籍の附票	課税(所得)証明書
300	300	450	300	300

※住民票の写しについて、証明書コンビニサービスで交付する場合は一律300円とする。

### 2 コンビニ交付サービス開始(マイナンバーカード申請の案内)のPR

- ・自動交付機利用者へのお知らせ(通知)(H29年9月～随時)
- ・市報掲載(H30年3月・7月、他随時)、HP掲載(H30年3月～)
- ・窓口におけるお知らせ(チラシ配布)
- ・ポスター作成(市の施設及びコンビニ各店に掲示依頼予定)
- ・コンビニ店用のぼり作成(コンビニ各店に掲示依頼予定)

### 3 今後の予定

平成30年6月まで：コンビニ交付システム構築完了・システム稼動試験

7月1日：コンビニ交付サービス開始

※コンビニ交付サービス開始セレモニー実施

平成31年1月末：証明書自動交付機サービス終了(契約満了による)

## 返戻された通知カードの交付及び廃棄について

## 1 通知カードの交付状況について

(平成29年12月31日現在)

区 分	通 数	備 考
通知カード当初送付件数	61,041通	J-Lisより送付 (平成27年10月2日時点)
通知カード入り封書返戻数	5,392通	転送不要に簡易書留により郵送
うち あて所なし	2,348通	
うち 保管期間経過	2,937通	
うち その他	12通	宛名不完全など
うち 受取拒否	95通	※施設入所者等
(郵便局からの)返戻分の処理状況		
①窓口で交付した分	3,387通	本人からの申し出及び通知カードの受取を促す文書を普通郵便で郵送したことにより、窓口で交付できた分
②再送して届いた分	930通	保管期間経過で返戻された分を再度郵送(転送不要簡易書留)して届いた分
③転出・死亡により廃棄した分	432通	転出・死亡により交付不要となったため廃棄した分
④保管扱いとなっている分	643通	うち受取拒否36通
合計 (①+②+③+④)	5,392通	

## 2 交付できない通知カードに関する国の指針

- ・返戻された後、一定期間(3か月程度)を経過しても通知カードの交付ができない場合は返還登録を行った上で、当該通知カードを物理的に廃棄する。

※「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」より

- ・返戻された通知カードの適切な取扱いについて(通知)【別紙参照】

※石巻市においては、震災の影響を考慮し廃棄扱いとはしていなかった。

## 3 「④保管扱いとなっている分」の今後の対応について

## (1) 保管扱いとなっている分(受取拒否分を除く。)607通について

- ・住基上の最新の住所宛に「通知カードの受取を促す文書(3か月後に廃棄することを明記)」を普通郵便で郵送する。

※受取拒否分36通については、再度、連絡して受取を促す。

## (2) (1)の文書が返戻されない分

- ・本人に送達されたものとし、3か月が過ぎても受け取りに来ない場合は、該当の通知カードを廃棄とする。

## (3) (1)の文書が返戻された分

- ・実態調査のための事前情報をマイナンバー関係各課に照会することとし、該当の通知カードは保管扱いとする。

## (4) (3)の事前情報により居所等が分かる場合は、個別に連絡を取り通知カードの受取を促す。(訪問又は電話連絡により対応する。)

## (5) 最終的に保管扱いとなった件数等により実態調査の実施時期等について検討する。

総行住第6号  
平成30年1月23日

各都道府県知事  
各指定都市市長 殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

返戻された通知カードの適切な取扱いについて（通知）

返戻された通知カードの保管等については、「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（平成27年9月29日付け総行住第137号通知）」をはじめ、累次、その適正な取扱いをお願いしているところですが、今般、ある市で保管していた通知カードが多数紛失したという事案が判明したところであり、極めて遺憾であります。

まず、返戻された通知カード及び交付前のマイナンバーカードの保管等については、「通知カードの適正な保管の徹底について（平成29年10月18日総行住第236号通知）」において、施錠可能な保管庫の設置、カード出し入れ時の相互確認・把握体制の確保、定期的な点検等の対応を要請しているところであり、本通知の徹底をお願いします。

また、返戻された通知カードの保管期間については、事務処理要領において「3月程度」としているところであり、平成27年12月31日までに返戻された通知カードについては、これを超えた保管の検討をお願いしましたが、これは全住民へ通知カードを一斉送付する必要があった制度開始当初の一時的な取扱いであり、現在では「通知カード及びマイナンバーカードの適正な保管の徹底について（平成29年10月18日付け総行住第236号通知）」において示したとおり、一定期間が経過しても取得に來ない等により保管が不要となったカードについては、適切に廃棄することとしているところ、改めてその趣旨をご理解いただき、この通知及び事務処理要領の徹底をお願いします。

各都道府県知事におかれては、この旨を承知の上、指定都市を除く域内の市区町村に周知・徹底されるようお願いします。

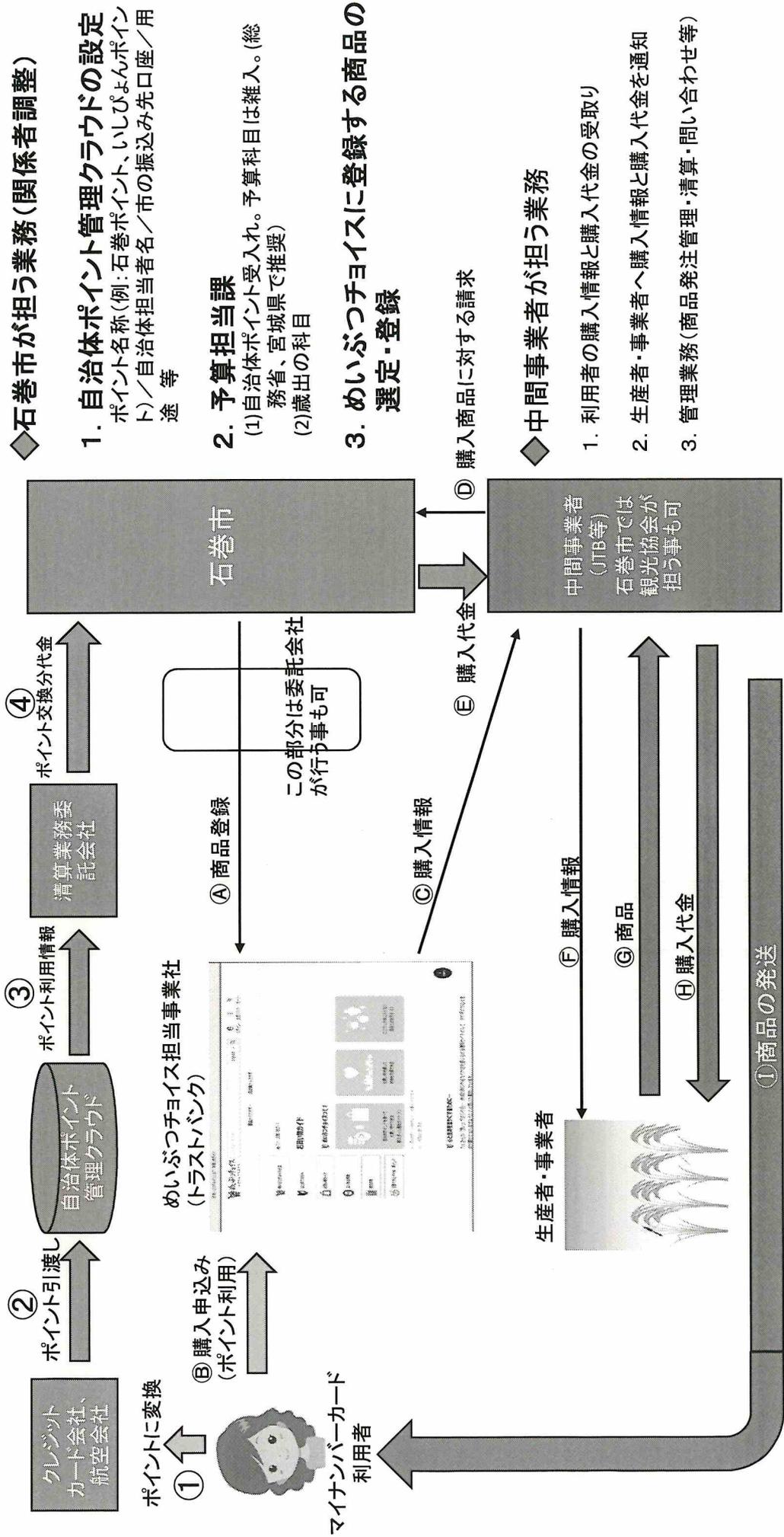
なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

（担当）

総務省自治行政局住民制度課住民台帳第三係  
平野係長、横山主査、大脇事務官

TEL：03-5253-5517 E-mail：juki@soumu.go.jp

# 自治体ポイントの流れ



## ◆石巻市が担う業務(関係者調整)

- 1. 自治体ポイント管理クラウドの設定**  
ポイント名称(例:石巻ポイント、いしびよんポイント) / 自治体担当者名 / 市の振込み先口座 / 用途等
- 2. 予算担当課**  
(1)自治体ポイント受入れ。予算科目は雑入。(総務省、宮城県で推奨)  
(2)歳出の科目
- 3. めいぶつチョイスに登録する商品の選定・登録**

## ◆中間事業者が担う業務

1. 利用者の購入情報と購入代金の受取り
2. 生産者・事業者へ購入情報と購入代金を通知
3. 管理業務(商品発注管理・清算・問い合わせ等)

自治体ポイントは、『自治体ポイント＝1円分』として、地域の商店街での商品購入、公共施設の利用料、およびオンラインでの物産の購入等に利用できるポイントです。

ポイントをためる

～それぞれのポイントを合算する～

協力企業のポイントから交換

- (ポイント協力企業)
- 三菱UFJニコス、三井住友カード、ジェシービーカード、クレディセゾン、ユーシーカード、オリエントコーポレーション、日本航空、全日本空輸、NTTドコモ、サイモンズ、中部電力、関西電力

ポイント・マイルージを自治体ポイントに交換

住民活動参加

- 市区町村指定の健康事業
- 町会活動
- ボランティア活動 等

※自治体が独自に発行するボランティアポイントや健康ポイントなど（その自治体の財源を原資として、いわゆる行政ポイントとしての当該自治体が付与する自治体ポイント）

- ・1回ごと付与するポイント数を定め、参加の度に付与するタイプ  
清掃ボランティア等への参加（1回100ポイント等）、体操など健康事業等への参加（1回20ポイント等）、手話奉仕員養成講座や認知症サポーター養成講座等への参加（1回500ポイント等） 等
- ・結婚祝い、転入歓迎、成人記念等、各自自治体にとって望ましい出来事に対して付与するタイプ（付与ポイント数は1000ポイントを超えるものが多いようである。）

・介護支援ボランティア制度のように、年間を通じて、ボランティア活動の回数や時間に応じてポイントが付与され、貯まったポイントは換金や寄付などができる仕組みに対応するもの（ポイントを自治体ポイントとして、地域の商店での買い物等に活用できるものとする検討が期待される。）

自治体ポイントへの交換は、マイキーIDの登録が必要です。詳しくはこちら（\*\*\*）



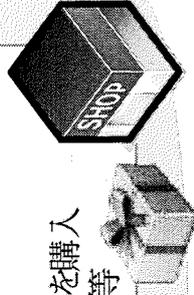
マイナンバーカードを活用した新たな魅力的な生活、地域の消費拡大サイクルの構築を目指す取り組み

ポイントをつかう

～合算したポイントを有効に使う～

ポイント利用

- 地域で使う  
美術館、博物館等  
地域の商店、公共交通機関 等
- 観光で使う  
観光振興（アンテナショップ含む）等
- オンラインで使う  
オンラインで地域物産を購入  
クラウドファンディング 等



※ポイント利用以外にも

公共施設利用

- 図書館利用カード
- 体育館利用カード
- 商店街利用カード 等



マイナンバーカード1枚で利用可能に

# マイナポータルメインメニュー

マイナポータルにログインすることで、平成29年7月以降様々なサービスが利用可能となっています。

**A** 情報提供等記録表示  
(やりとり履歴)

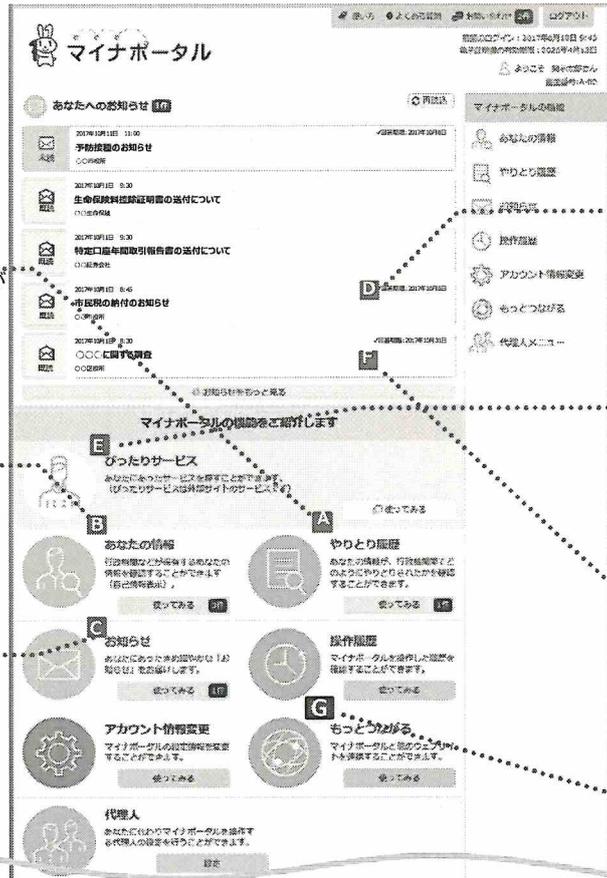
あなたの個人情報を、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

**B** 自己情報表示  
(あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

**C** お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。



**D** 民間送達サービスとの連携

行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができます。

**E** サービス検索・電子申請機能  
(びったりサービス)

子育てに関するサービスの検索やオンライン申請(子育てワンストップサービス)ができます。

**F** 公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング(ペイジー)やクレジットカードでの公金決済が可能となります。

**G** もっとつながる  
(外部サイト連携)

外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能となります。

## 子育てワンストップサービス提供の2つのステップ

### 1st ステップ

平成29年7月18日～全市区町村でサービス検索を開始

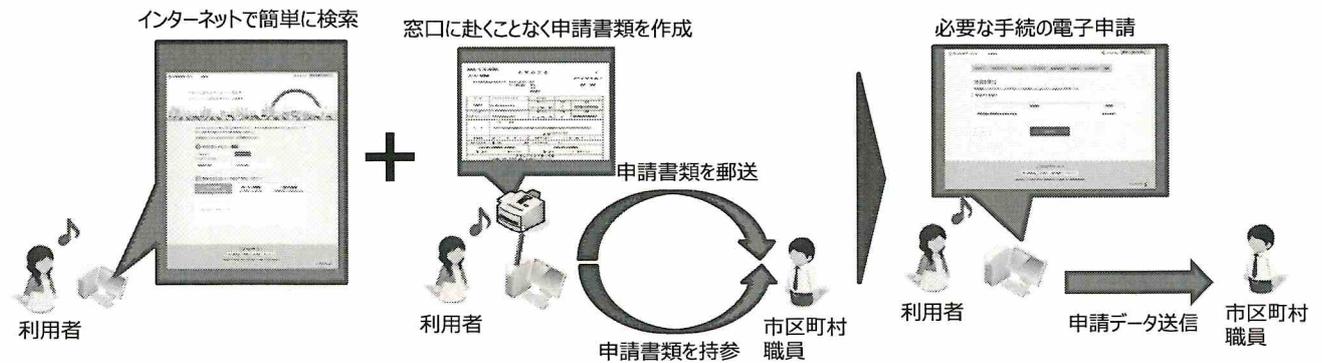
子育てに関連するサービスについて、インターネットで簡単に検索・比較が可能です！

### 2nd ステップ

10月7日＝電子署名付き電子申請を順次開始予定

窓口に行くことなく申請書類の作成・印字・申請データの保存が可能に！

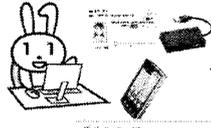
署名を付けて電子申請を行うことが可能に！



※電子申請について、本人確認が必要な手続は電子署名が必要だが、当該手続を電子署名を付けずに電子申請を行う場合は、別途来庁等による本人確認が必要。

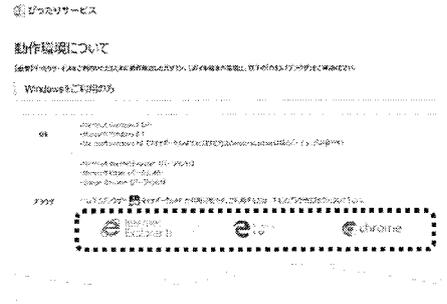
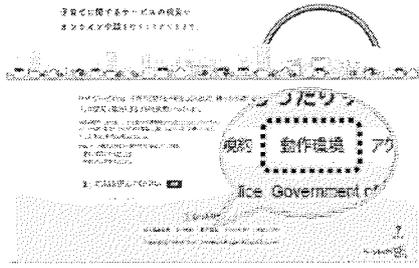
# 子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）での電子申請方法

## ①事前準備



PC又はスマートフォンから（※）申請ができます！  
電子申請には「マイナポータルAP」のインストールが必要です。  
ご利用のブラウザに合わせてインストールを行ってください！

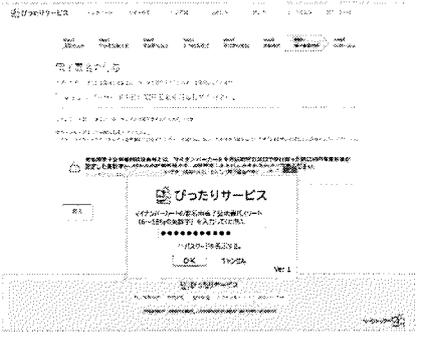
※PCからの申請はICカードリーダーが必要で、スマートフォンからの申請は、マイナンバーカード読み取り機能に対応したAndroid端末から行うことができます。



## ②電子申請



マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワード（6～16桁英数）を入力すると電子署名を付与して申請できます！



# 子育て関連手続きの必要書類と省略可能な時期

(H29. 11. 2時点)

▲ = 添付が必要な書類    ○ = 省略可能な書類  
※ = 年金機構の情報連携開始以降、省略可能となる書類

手続名	書類名	省略可能となる時期		
		試行運用時 (H29年7月16日～)	本格運用後 (H29年11月13日～)	本格運用後 (H30年7月～)
保育の支給認定申請書	住民票	▲	○	○
	生活保護受給証明書	▲	○	○
	児童扶養手当証書	▲	○	○
	特別児童扶養手当証書	▲	○	○
	障害者手帳	▲	▲	○
	障害者自立支援給付受給者証	▲	○	○
	障害児入所支援給付受給者証	▲	○	○
	障害児通所支援給付受給者証	▲	○	○
	中国残留邦人等支援給付受給者証	▲	○	○
	課税証明書	▲	▲	○
保育施設等の現況届	課税証明書	▲	▲	○
	課税証明書	▲	▲	○
児童手当の受給資格・額についての認定の請求	住民票	▲	▲	○
	健康保険証・年金加入証明書	▲	※	※
	住民票	▲	▲	○
児童手当の額の改定の請求及び届出	住民票	▲	▲	○
児童手当の住所変更等の届出	住民票	▲	▲	○
	課税証明書	▲	▲	○
児童手当の現況届	住民票	▲	▲	○
	健康保険証・年金加入証明書	▲	※	※
	課税証明書	▲	▲	○
児童扶養手当の現況届	住民票	▲	▲	○
	課税証明書	▲	▲	○

情報連携の対象情報のみを掲載（別途情報連携対象外の情報であって、添付が必要な書類あり）

マイナンバーカードの取得促進策について

(参考) 宮崎県都城市の取組事例

## タブレット端末を活用した無料の写真撮影及び申請補助

マイナポータル用タブレット端末を活用し、無料の写真撮影及びオンライン申請の申請補助を実施

- ・丁寧な説明等を行い、マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する不安や疑問点を解消
- ・タブレットを使用した無料の写真撮影やオンライン申請の申請補助を実施

### ●具体的な補助申請のフロー（1人当たり5～10分）

#### (1) 丁寧な説明と相談

対面の窓口で丁寧にマイナンバー制度やマイナンバーカードについて説明し、また不安や疑問点を解消することで、交付申請につなげる。

#### (2) 申請書の確認

個人番号カード交付申請書を持参しているか確認し、持参していない場合は、身分証を確認し、統合端末から個人番号カード交付申請書を出力する。

#### (3) タブレットによる写真撮影

職員により順番に写真を撮影。撮影時には数枚撮影し、希望する写真を選んでもらう。

#### (4) 規約等の説明

オンライン申請の利用規約・電子証明書・点字について説明する。交付申請書に申請日、受付番号、生年月日、電話番号、電子証明書の要否、点字の要否を記入し、市で保管する。

※ オンライン申請には申請書は不要だが、申請書に必要事項を記入し、市で保管することで不備があった際に確認が可能となる。

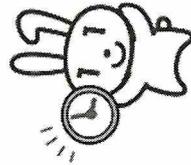
#### (5) オンライン申請補助

オンライン申請の補助として、職員がタブレットで操作の補助を行う。タブレット用メールアドレスを入力し、メール連絡用氏名には受付番号を追加する。

オンライン申請の最終入力確認画面で申請者自身が登録ボタンを押すことにより最終確認

#### (6) 交付時の必要書類等の説明

カード交付までの流れ、交付時期、交付の際に持参する書類について説明する。

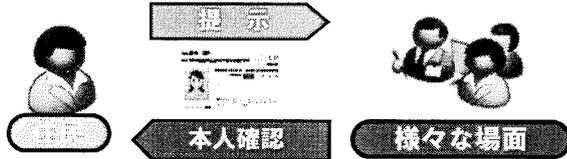


# マイナンバーカードをつくってみませんか

## こんなに便利、マイナンバーカード ～無料で取得できます～

### ① 公的な身分証明書

顔写真付きの公的な身分証明書として、  
運転免許証などと同じく、官民間問わず(口座開設、レンタルビデオ店会員登録、郵便局での郵便物受取etc.)利用可能。  
(免許を返納しても、身分証明はこれでOK!)



<表面>

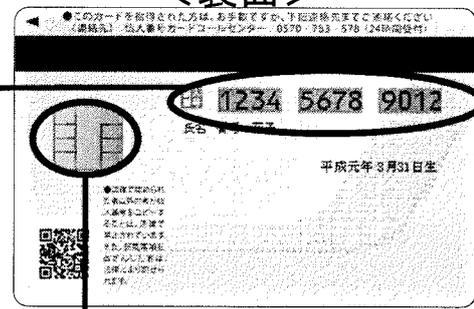


みほん

### ② マイナンバーの提示が 1枚で

年金や税などの手続きでマイナンバーを求められた時に、これ1枚でOK。

<裏面>



### ③ 証明書のコンビニ交付 【石巻市平成30年7月開始予定】

住民票や税証明などが、カードをもらった翌日から、全国のコンビニで取得可能!

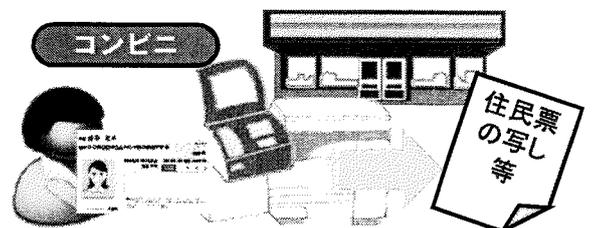
<石巻市で取得できる証明書一覧>

- ① 住民票の写し
- ② 印鑑登録証明書
- ③ 戸籍(全部・個人事項)証明書
- ④ 戸籍の附票の写し
- ⑤ 課税(非課税)証明書

- ◎ カード申請時に利用者用電子証明書(4ケタの暗証番号)の設定が必要です。
- ◎ マルチコピー機が設置されている店舗で利用できます。

### ④ 行政手続きや民間サービスの電子申請

確定申告、子育てサービスの検索や申請(予定)などがインターネットからできるようになります。  
民間サービスでも証券口座の開設や住宅ローンの締結で利用され始めています。(今後拡大)

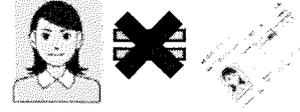


# <マイナンバーカードは持ち歩いても大丈夫！>

①大事な個人情報は  
入っていません。  
マイナンバーカード(ICチップ)には、税や年金などの個人情報は入っていません。



②「なりすまし」はできません。  
マイナンバーカードは顔写真付きなので、他人がなりすまして使うことはできません。



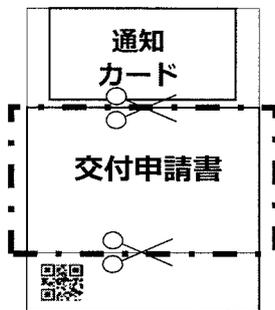
万一、なくしたり、盗まれてしまっても、24時間365日、コールセンター(チラシ下のフリーダイヤル)でカード利用をストップできます。

## < 申請も意外と簡単 >

～なりすまし防止のため、1回だけ窓口にお越しください～

①申請します  
(郵送やスマートフォン等)  
通知カードについている交付申請書に、顔写真を貼って郵送してください。

※証明用写真機やスマートフォンで写真を撮影し、そのままオンラインで申請することもできます。

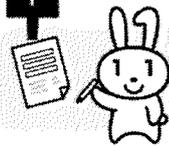


注)引っ越し等をした場合は、この交付申請書は使えません。窓口で新しい住所の申請書をお受け取りください。

②約1か月後、  
ハガキが届きます  
カードの準備ができましたら、市からご自宅にハガキ(交付通知)が届きます。

### 申請もいろいろなところから

郵便



証明用写真機



注)一部、申請できない機種がございますのでご注意ください。

スマートフォン

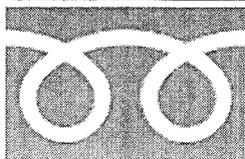


パソコン



●詳しくは、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。

マイナンバーに関するお問合せは



マイナンバー総合フリーダイヤル  
**0120-95-0178(無料)**

平日/9:30~20:00 土日祝/9:30~17:30

®(12月29日~1月3日を除く)※カード利用の停止は無休

マイナンバー

検索

## マイナンバー担当者研修について

## 1 研修開催理由

マイナンバー制度における情報連携が平成29年11月より本格運用を開始しました。これに伴い、情報連携による特定個人情報を取扱う事務担当者に対し、「接続運用」及び「サイバーセキュリティの確保」の2種類の教育研修を実施することが必要となります。

特に、サイバーセキュリティの確保に関する研修については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）及び同法施行令でおおむね一年ごとの研修が義務付けられており、同様に、接続運用に関しても「情報提供ネットワークシステム接続運用規程」により、毎年度の教育研修を実施することとされています。

これらの法律及び運用規程により、次のとおり平成30年度からマイナンバー担当者研修を実施することとしました。

## 2 対象となる職員

特定個人情報取扱事務を行う全ての職員（任期付職員、臨時職員も含む。）

※個人番号利用事務取扱者が対象で、関係事務取扱者については対象外。

利用事務：番号法第9条関係別表第1に掲げられた、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索・管理するために必要な限度で個人番号を利用する事務（税、児童手当、生活保護に関する手続等）

関係事務：番号法第9条第3項の規定により、個人番号利用事務の処理に関し、他人の個人番号を記載した書面の提出を求めるなど他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務（個人番号提供書による個人番号収集等）

## 3 研修方法

## (1) 接続運用に関する研修：eラーニングによる教育研修

- ・・・eラーニングとは、総務省提供のインターネット環境を利用した研修であり、主に情報連携に係る事務（社会保障、税分野等）を担当する職員を対象としたもの。マイナンバー制度入門編、接続運用規程理解編、情報連携・業務フロー編及びセキュリティ対策端末操作者編（サイバーセキュリティの基本）の4コース（1コースあたり1～2時間程度）を研修していただく予定。5ヶ月間の期間で都合のいい時間に研修可能であり、業務等により中断した場合でも、中断した箇所から再開が可能。

## (2) サイバーセキュリティの確保に関する研修：チェックシートによる教育研修

- ・・・内閣府外局の個人情報保護委員会より提供を受けた「サイバーセキュリティ・チェックポイント」を活用した研修。各所属で受講内容の確認をしてもらい、修了の証明として修了者名簿を所属長から提出してもらう予定。